

高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、林業生産活動の活性化並びに林業事業体の育成及び強化により豊かな森林資源を有効に活用して山村地域社会の活力の回復及び県民所得の増大を図るため、並びに林業の担い手不足の中で本県の森林整備のための担い手対策を積極的に推進して林業を振興し、労働条件の整備及び林業の作業現場で働く林業従事者の福祉の向上を図るため、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく林業退職金共済制度の加入促進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、高知県森林整備対策基金の運用益等を財源とした予算の範囲内で補助金を交付し、もって県土の適正な保全管理及び山村地域社会の維持発展に資するものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助事業は、林業退職金共済制度加入促進支援事業とし、次に掲げる事業区分により実施するものとする。

(1) 林業退職金共済制度加入支援事業

(2) 附帯事務費

2 前項各号に掲げる事業区分の事業内容、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助事業者は、別表第1に定めるとおりとする。

(事業実施主体)

第4条 事業実施主体は、法人であって、別表第1に定める林業事業体で県内に事務所又は営業所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 林業を事業目的として設立されたもの

(2) 建設又は造園業を営むものであって森林伐採又は造林業を事業目的に掲げるもの

(3) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条の規定に基づく改善措置計画の認定を受けたもの又は受ける見込みであるもの

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 現場作業に従事する林業従事者

(2) 当該事業年度の開始時期（4月1日時点）に65歳未満の者

(3) 年間就労日数（次条に定める補助対象掛金の基礎となる就労期間における就労日数をいう。）が180日以上の方

(補助対象期間等)

第6条 補助事業のうち林業退職金共済制度加入支援事業の補助対象期間は、事業年度の開始の日（4月1日）が属する年の1月1日から12月31日までをその年度の補助対象期間とし、その期間内に支出された経費について助成する。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、1部を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者等が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第10条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則及び要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に際し、補助金の交付の目的を達成するため、事業実施主体に第2号及び前号に掲げる事項を遵守させなければならないこと。
- (5) 事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、規則若しくは要綱若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の決定があった後においても取り消すことがあること。

(6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助事業の変更)

第 11 条 補助事業者は、規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、事業計画を変更しようとする場合は、別記第 2 号様式による変更承認申請書（正本 1 部）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認を必要とする事項は、補助事業に要する経費に係る補助金額の増額又は 20 パーセントを超える減額とする。

(概算払の請求手続)

第 12 条 補助事業について、規則第 14 条ただし書の規定に基づく補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第 3 号様式によるものとし、正本 1 部を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 13 条 規則第 11 条第 1 項の補助金実績報告書の様式は、別記第 4 号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに 1 部を知事に提出しなければならない。

2 第 7 条第 2 項ただし書の規定により申請した場合で、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 7 条第 2 項ただし書の規定により申請した場合で、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合は、減じた額を上回る部分の金額）を別記第 5 号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第 14 条 補助事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 15 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第 16 条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 9 条、第 10 条、第 13 条第 3 項及び第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助事業者	事業実施主体
林業退職金共済制度 加入促進支援事業	林業退職金共済制度 への加入促進支援				
（１）林業退職金 共済制度加入支援 事業	林業退職金共済制度 への加入支援	ア 高知県森林組合連合会が行う林業事業体が負担する林業退職金共済制度の掛金に対しての補助に要する経費。ただし、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国有林野事業、森林整備公社、市町村有林整備等の公的事業で掛金が事業費に積算計上されている場合を除く。 なお、林業事業体が共済証紙を購入し、原則として労働者が就労した月の翌月に共済手帳に共済証紙を貼付して消印を押印するものとし、消印を押印した時点で掛金が支払われたものとする。	補助対象者が当該事業年度の開始時期（４月１日時点）に 40 歳未満の場合 事業費の 3 分の 1 以内 補助対象者が当該事業年度の開始時期（４月１日時点）に 40 歳以上の場合 事業費の 5 分の 1 以内	高知県森林組合連合会	林業事業体
（２）附帯事務費	林業退職金共済制度 への加入促進	イ 林業退職金共済制度加入促進支援事業実施に要する賃金、需用費、役務費等。 なお、賃金の単価は農林水産省の定める「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を準用し、算出されたものとする。	定額	高知県森林組合連合会	高知県森林組合連合会

別表第 2（第 8 条－第 10 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反にした事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等がその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第 1 号様式（第 7 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
(生年月日)

令和 年度高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第 3 条及び高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、補助金 円を交付されるよう、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙 1 のとおり）
- 3 事業収支予算書（別紙 2 のとおり）
- 4 振込先口座
金融機関名 :
店 舗 名 :
預 金 種 別 :
口 座 番 号 :
口座名義人 :

5 添付書類

- (1) 県税の滞納がないことを証する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1：税務化が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

- (2) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び同意書(別紙3)

事業（変更）計画（実績）書

林業退職金共済制度加入促進支援事業

1 総括表

(単位：円)

事業名	事業費	事業費内訳		備考
		県	自己負担	
林業退職金共済制度加入支援事業				
附帯事務費				
計				

2 林業退職金共済制度加入支援事業

事業体名	補助対象者数 (人)		掛金 延べ日数 (日)	事業費 (掛金額) (円)	補助金額 (円)	備 考
	40 歳未満					
	40 歳以上					
計						
	40 歳未満					
	40 歳以上					
計						
	40 歳未満					
	40 歳以上					
計						
	40 歳未満					
	40 歳以上					
合計						

- (注) 1 この表には、雇用する全林業就業者のうち補助対象者について記入してください。
- 2 「掛金延べ日数」、「事業費」及び「補助金額」欄は、独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター等が発注する公的事業であって、掛金が事業費に積算されたものを除いて記入してください。
- 3 「備考」欄は、就労日数合計を括弧書きで記入してください。

3 附帯事務費

経費の区分

区 分	事 業 費	摘 要
賃 金	円	
需用費	円	
役務費	円	
旅 費	円	
その他	円	
計	円	

- (注) 1 「摘要」欄は、事業費の積算根拠を記入してください。
- 2 各経費の内訳表を添えてください。

別紙 2

事業（変更）収支予算（精算）書

1 収 入

単位：円

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	備 考
県補助金				
その他				
計				

(注) 1 「県補助金」欄は、交付申請（決定）額を記入してください。

2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 支 出

単位：円

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	備 考
林業退職金共済制度加入促進支援事業				
林業退職金共済制度加入支援事業				
附帯事務費				
小計				
消費税仕入控除税額及び内訳				
合計				

(注) 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

誓約書兼同意書

私は、高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

代表者 職・氏名（自署）

第2号様式（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更交付の決定）
がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県補助金等交付
規則第5条及び高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金交付要綱第11条第1項
の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由

- 2 補助金変更交付申請額
金 円

- 3 事業変更計画書（別紙1のとおり）

- 4 事業変更収支予算書（別紙2のとおり）

（注）3及び4については、申請書の様式に準ずるものとし、変更計画の内容を変更事項
ごとに、その上段に括弧書きで当初計画を記入し、変更前の内容と変更後の内容と
を対比することができるように作成してください。

第3号様式（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金概算払請求書

金 円

令和 年度高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金（高知県指令第 号で決定通知）について、高知県補助金等交付規則第14条及び高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記により、概算交付されたく請求します。

記

事業費	補助金交付 決 定 額	既 受 領 補助金額	今回請求額	月 日まで の予定出来高	残 高	備 考
円	円	円	円	%	円	

- (注) 1 予定出来高欄は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位止めとしてください。
2 請求額は、1,000円未満切り捨てとしてください。
3 附帯事務費は、対象外とします。

第 4 号様式（第 13 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号の補助金の交付の決定（又は補助金の変更交付の決定）に基づき事業を実施したので、高知県補助金等交付規則第 11 条及び高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、その実績を報告します。

記

- 1 事業実績書（別紙 1 のとおり）
- 2 事業収支精算書（別紙 2 のとおり）

（注） 1 及び 2 については、申請書の様式に準ずるものとします。

第 5 号様式（第 13 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号の交付の決定（又は変更交付の決定）
がありました補助金について、令和 年度高知県森林整備担い手確保育成対策事業費補
助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	高知県補助金等交付規則第 12 条の規定による 補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金交付決定額)	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）精算の内訳資料、その他参考となる資料を添えてください。